

14. 建築基準法施行規則、建築基準法施行細則

◎ 建築基準法施行規則抜粋

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

(道の位置の指定の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
 - 二 指定の年月日
 - 三 指定道路の位置
 - 四 指定道路の延長及び幅員
-
- 2 特定行政庁は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。
 - 一 水平距離指定の年月日
 - 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
 - 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
 - 四 水平距離

 - 3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

◎ 建築基準法施行細則抜粋

(道路の位置の指定の申請等)

- 第 13 条** 省令第 9 条に規定する申請書の様式は、道路の位置の指定申請書(様式第 13 号)正本及び副本とし、承諾書の様式は、承諾書(様式第 14 号)とする。
- 2 市長は、省令第 9 条に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。
- 3 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置の指定を受けようとする者は、次項に規定する届出をするまでに、容易に移動しない方法で、当該道路の位置の標示をしなければならない。ただし、側溝その他の工作物によって、その位置が明らかである場合においては、この限りでない。
- 4 前項に規定する者は、当該道路の築造が完了した場合においては、その完了した日から 7 日以内に道路築造工事完了届(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、道路の位置の指定をしたときは、省令第 10 条の規定に基づき、第 1 項の申請書の副本に所要の記載をして、当該申請者に通知するものとする。

(道路の位置の指定の取消しの申請)

- 第 14 条** 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により指定された道路(法附則第 5 項の規定により指定があつたものとみなされた道路を含む。)の全部又は一部について、指定の取消しを受けようとする者は、省令第 9 条の規定の例によって市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請によって道路の位置の指定を取り消した場合においては、その旨を公告し、かつ、当該申請者に通知するものとする。
- 3 前条第 5 項の規定は、前項の規定による通知について準用する。